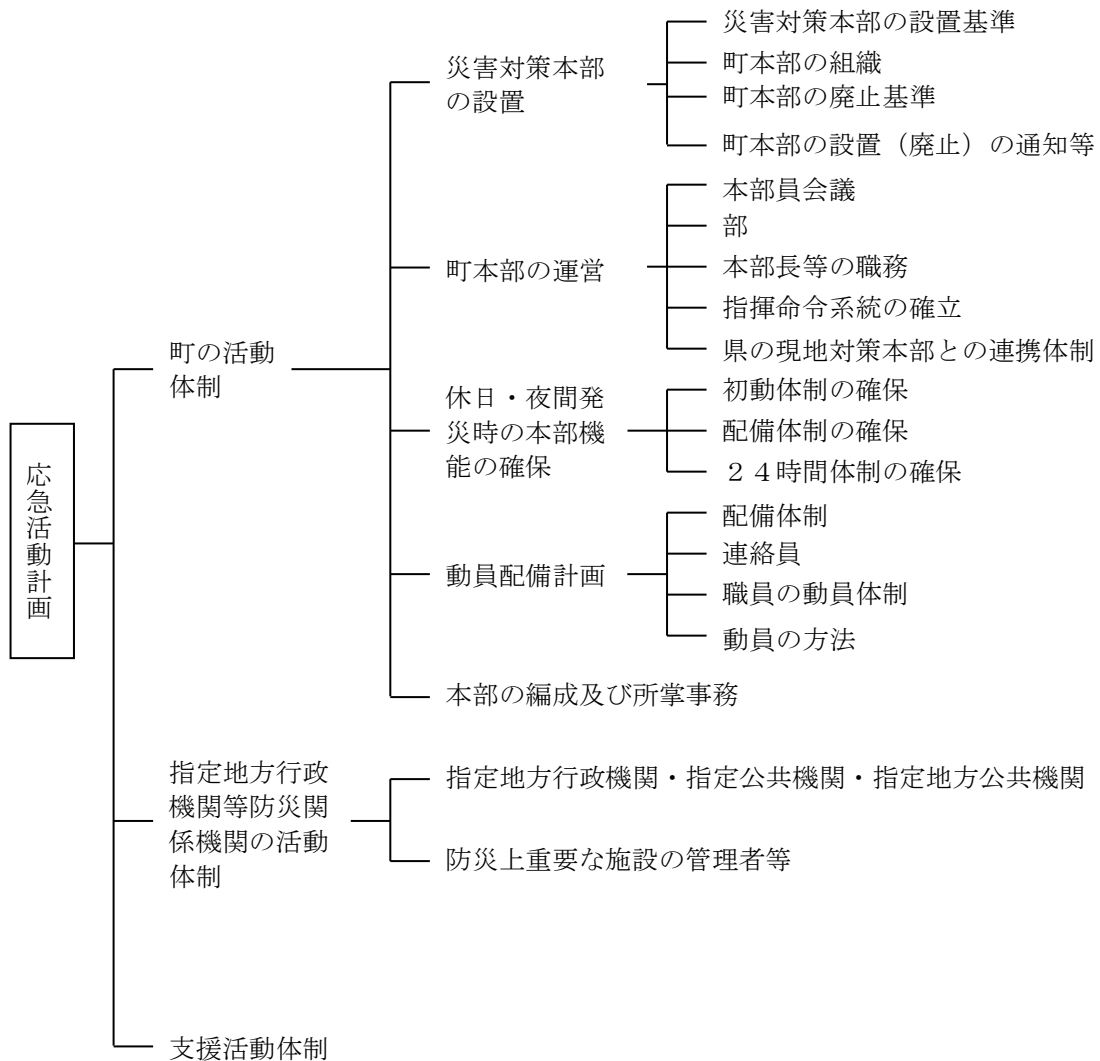


### 第3編 災害応急対策計画

#### 第1章 応急活動計画

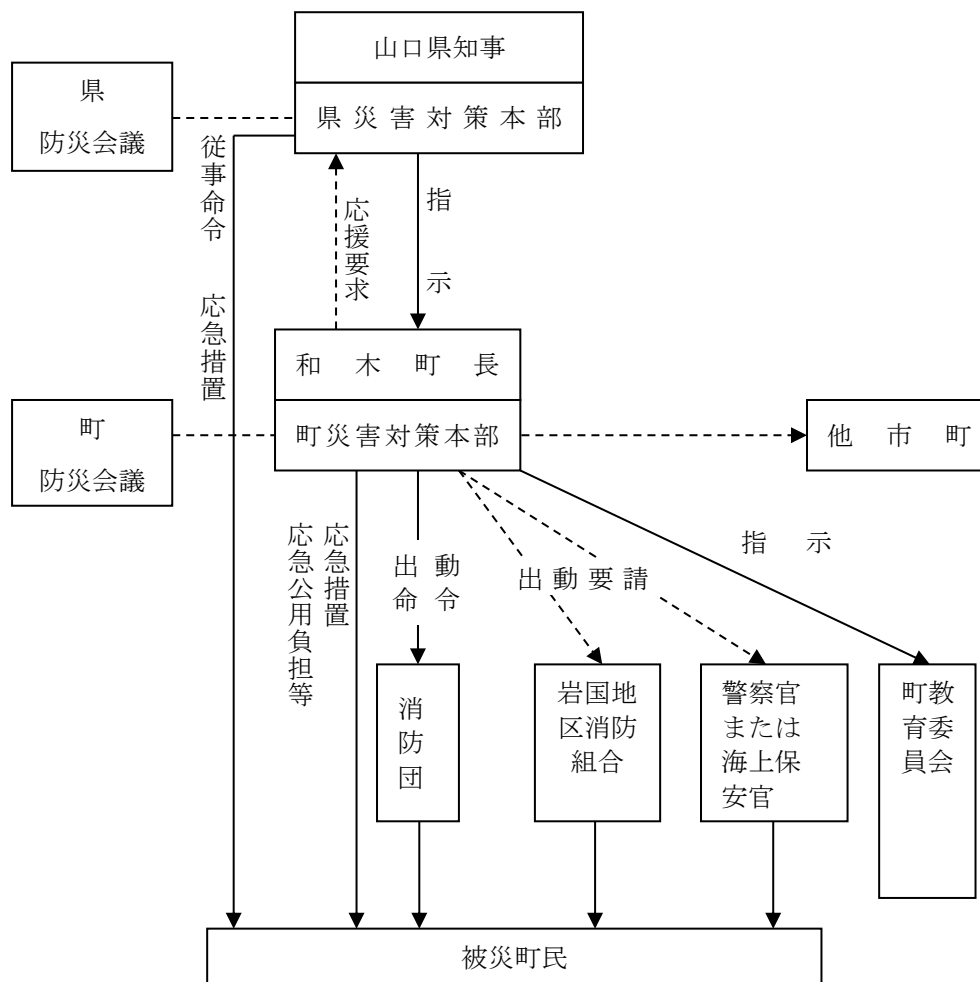
##### 基本的な考え方

町内に地域に地震、津波による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、町は、県、他の市町、指定地方行政機関、指定公共機関、その他の防災関係機関及び町民の協力を得て、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。このため、応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期するものとする。



## 第1節 町の活動体制

町長は、町の地域に地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令及び本計画の定めるところにより指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関の協力を得て災害応急対策を実施する。



### 第1項 災害対策本部の設置

本編3編第1章第1節第1項「災害対策本部の設置」を準用する。

### 第2項 町本部の運営

本編3編第1章第1節第2項「町本部の運営」を準用する。

### 第3項 休日・夜間発災時の本部機能の確保

大規模地震（震度5弱以上）等の発生時には、初期段階での素早い対応がその後の防災対策の成否を左右する。

このため、「災害発生時の職員参集マニュアル」に基づき、時期の別なく町内での大規模地震（震度5弱以上）の発生時は、自動的に全職員が登庁し対処する。その場合、「夜間、休日を含め勤務時間外における速やかな本部機能確保」を目的として、第1警戒体制の職員により、発災直後における活動体制の確保を図る。

1 第1警戒体制の職員

- (1) 30分以内(徒歩、自転車及びバイク)で登庁可能な、町内又は町隣接地域在住の職員をもって指定する。
- (2) 当該職員は、発災後直ちに登庁し、あらかじめ定められた職務を遂行、発災直後における本部機能の確保に努める。

2 配備体制の確保

和木町防災メール等による地震発生情報及び職員緊急登庁の配信、その他各部署における緊急連絡体制により、大規模地震発生時等の職員参集体制を確立する。

具体的には、自主参集が可能となるよう、各職員への携帯電話、スマートフォンへの和木町防災メールの常時受信体制(保有、登録、携行)による緊急連絡体制の確保を図る。

3 24時間体制の確保

休日、夜間において県及び関係機関等から提供される地震情報は、宿直員を經由して第1警戒体制(企画総務課)の職員に伝達される。この際、当該職員の他、全職員は、和木町防災メール、その他の手段により町内における地震情報に注意し、「災害発生時の職員参集マニュアル」に示される地震が町内に発生した場合は、その規模に応じて示される職員が登庁し対応する。

第4項 動員配備計画

1 配備体制

(1) 地震

ア 災害対策本部未設置

種別	配備の基準	体制の概要	配備課
第1警戒体制	町内で震度3の地震が発生した場合	・災害の拡大を防止するため、必要な準備の開始及び災害情報の収集活動を主とする体制	企画総務課 都市建設課 (各2名)
第2警戒体制	町内で震度4の地震が発生した場合	・災害が発生し、なお拡大の恐れがある場合の体制で、情報収集、防災関係機関との連絡活動、災害予防応急措置等を実施する体制 ・企画総務課長の判断により、関係課の所要の人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施する。	企画総務課 都市建設課 (共に全職員) 住民サービス課 保健福祉課 教育委員会事務局 (各2名) その他必要と認められる職員
災害警戒本部	第2警戒体制下において、以後の災害対応について協議を要すると町長が認めたとき	・第2警戒体制下の職員に加え、町長、副町長、教育長、全課長により組織される災害警戒本部を設置し、以後の対応等に努める。	町長 副町長 教育長 全課長 第2警戒体制の職員

イ 災害対策本部設置

種別	配備の	体制の概要	配備課
非常体制	町内で震度5弱以上の地震が発生した場合 大地震が発生し、情報伝達手段の遮断により震度情報の確認ができない場合	・町の総力を挙げて災害対策に取り組む。(職員の参集については、各主管長の指示によるものとする。自宅待機を含め職員の人員交代に配慮する。 ・消防団の全分団が出動する。(各分団の車庫へ参集する。)	全職員

(2) 津波

ア 災害対策本部未設置

種別	配備の時期	体制の概要	配備課
第1警戒体制	町沿岸に津波注意報が発表された場合	・海面監視、関係機関等からの気象・水象現象等の情報収集活動体制	企画総務課 都市建設課 (各2名)
第2警戒体制	町沿岸に津波警報が発表された場合	・津波による災害の発生が予想されるため、住民への避難広報・誘導、災害の拡大防止のための必要な準備の開始及び発生後における災害情報、災害応急対策に必要な諸準備に取り組む体制 ・企画総務課長の判断により、関係課の所要の人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施する。	企画総務課 都市建設課 (共に全職員) 住民サービス課 保健福祉課 教育委員会事務局 (各2名) その他必要と認められる職員
災害警戒本部	第2警戒体制下において、以後の災害対応について協議を要すると町長が認めたとき	町長 副町長 教育長 全課長 第2警戒体制の職員	町長 副町長 教育長 全課長 第2警戒体制の職員

イ 災害対策本部設置

種別	配備の時期	体制の概要	配備課
非常体制	町沿岸に大津波警報が発表された場合	・津波による災害の発生の可能性が極めて高く、早急な住民への広報・避難誘導を実施する体制 ・町の総力を挙げて災害対策に取り組む。(職員の参集については、各主管長の指示によるものとする。自宅待機を含め職員の人員交代に配慮する。 ・消防団の全分団が出動する。(各分団の車庫へ参集する。)	全職員

2 本部勤務員

- (1) 班長及び主管長は、本部の開設・運営のため、あらかじめ本部勤務員を指名し、本部長の指示により本部勤務員を派遣する。
- (2) 災害現場に職員を派遣し、現場の状況を報告するなど、時宜に適した状況の把握・報告を行う。

3 職員の動員体制

(1) 動員体制の確立

ア 各主管長は、所掌する職員への伝達責任を有し、平素から課・室・局内の非常時連絡体制を確立しておく。

この際、災害発生に伴う災害対策本部の設置により、全職員の動員(緊急登庁)とともに、安否確認を必要とする場合、和木町防災メール(職員用)による一斉配信・返信により、伝達及び把握を実施する。

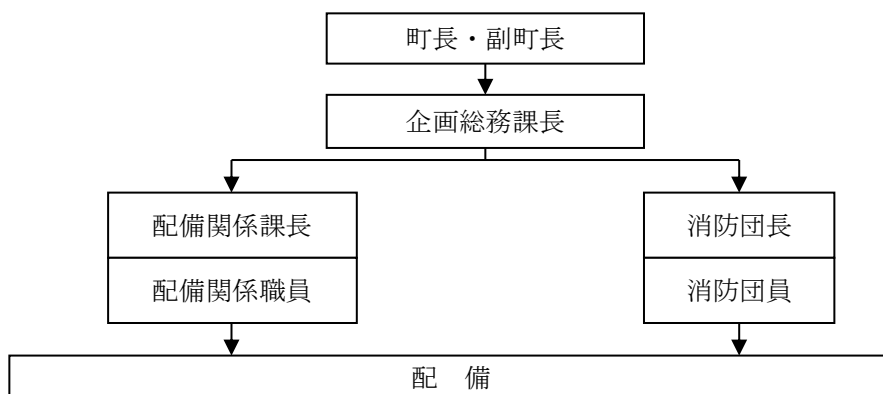
イ 各主管長は、災害時の通勤所要時間を考慮し、登庁後に従事する職員と担任する非常時優先業務を指定しておく。

この際、職員等の被災を考慮し、予備の要員を考慮して指定するものとする。

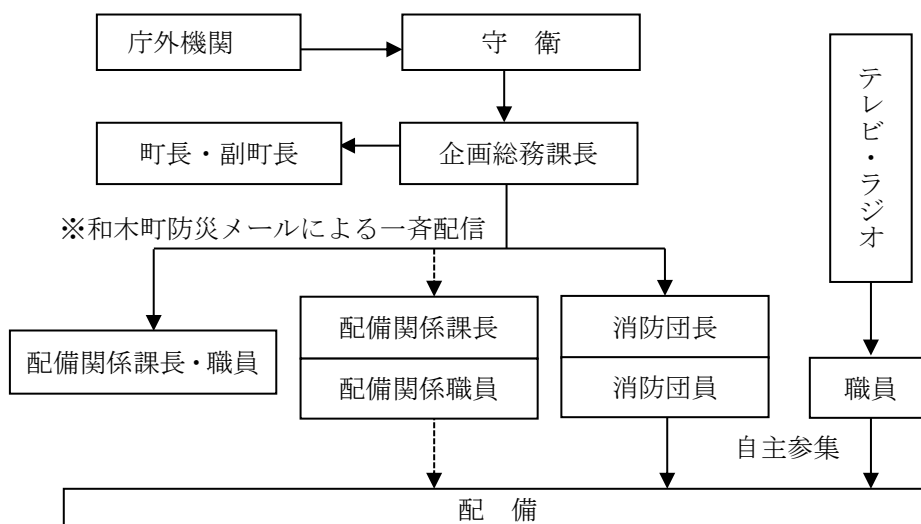
ウ 夜間、休日等の勤務時間外を含め、動員（呼集）の実効性を高めるため、和木町防災メール（職員用）等による情報伝達訓練を定期的実施する。

(2) 動員体制の確立

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



4 動員の方法

「災害発生時の職員参集マニュアル」に基づき呼集を行う。

(1) 勤務時間内にあつては、庁内放送、電話等で行う。

(2) 勤務時間外

ア 第1警戒体制の移行においては、町内での地震（町内震度3）発生、町沿岸への津波注意報が発表された場合の関係職員の自動参集の他、宿直者による対応による。

イ 第2警戒体制への移行においては、宿直者又は第1警戒体制で動員した職員により、配備職員に対して電話連絡等による呼集を行う。

ウ 災害警戒本部体制及び災害対策本部体制への移行においては、各主管長等から関係職員への電話連絡による呼集を実施する。ただし、移行において、ほぼ全職員を対象とした緊急動員が必要な場合、和木町防災メール（職員用）による一斉配信・返信による呼集を行う。

- (3) 自主参集  
町内に相当規模の災害が発生する恐れがあり、又は災害が発生したことを確認した場合、情報伝達手段の途絶を考慮し、各職員は、配備連絡等を待たずに、直ちに所属部署に参集するものとする。
- (4) 非常参集  
災害による交通途絶、負傷等のため、参集が遅れ又は参集できない場合は、各所属長等に連絡し、指示に従う。
- (5) 各部署相互間の応援動員  
ア 応援要請  
本部内班長又は主管長は、本部内の他班、又は課室局からの職員の応援が必要とするときは、各主管長に要請を行うとともに、企画総務課長に連絡を行う。  
イ 動員の措置  
(ア) 本部内班長又は主管長は、応援要請内容により、余裕のある者から動員の措置を講じるものとする。  
(イ) 企画総務課長は、その状況を把握し、円滑な応急活動が行えるように配慮する。
- 5 消防団の出動  
消防団長は次の場合、消防団全分団に出動命令を出す。  
(1) 町内で震度5弱以上の地震が発生した場合  
(2) 本部長から出動要請がある場合

第5項 本部の編成及び所掌事項

本部の編成及び所掌事項は、次のとおりとする。なお、災害対策本部が設置されていないときであっても、次の所掌事務にしたがって、防災対策を実施するものとする。

主管部 支援部	班、班長	関係課・係	所掌事項
企画 総務課 ・ 議会 事務局	総括班 ・ 企画総務課長 (課長補佐)  議会事務局長	企画総務課 庶務係  議会事務局	本部の開設・運営・閉所の総括（運営基盤を含む）に関する こと。 本部の業務予定、会議に関する こと。 本部長及び副本部長に関する こと。 各部の災害対策の連絡調整に 関すること。 避難勧告・指示に関する こと。 県（防災危機管理課）に対する 報告及び要望に関する こと。 報道機関との連絡調整に 関すること。 被災者の生活物資の確保、 供給に関する こと。 防災行政無線、防災メールの 管理運営に関する こと。 気象に関する情報の収集に 関すること。 職員の呼集、勤務、勤務環境 等に関する こと。 他県及び他市町村からの 応援に関する こと。 災害情報及び災害対策の 発表に関する こと。 自衛隊の災害派遣要請に 関すること。 各部からの災害情報及び 報告事項のとりまとめに 関すること。 受援（人的・物的）業務に 関すること。 県総合防災情報システムに 関すること。 災害対策に関する事務で他 部に属さない こと。 「災害時受援計画」に基づく 受援班の業務に 関すること。 その他、業務継続の優先度 の高い通常業務に 関すること。

	情報班 ・ 企画総務課長 (課長補佐)	企画総務課 企画係	各種情報（天候・気象を含む）の収集、分析・記録に関する こと。 情報に関する各班との連携に関すること。 被害見積りに関すること。 警報、情報等の住民伝達（町HP、文字放送）に関する こと。 庁内情報システムの保安全管理に関すること。 その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関する こと。	
	応 急 対 応 班	企画総務課 課 長 (課長補佐)	企画総務課 財政係	防災、災害応急対策の指示、把握、報告等に関する こと。 町機関との調整、要請、確認、報告に関する こと。 応援機関（消防・警察、自衛隊等）との連携に 関する事項 応急対応（活動）状況の記録、報告に関する 事項 災害対策に必要な財政措置に関する こと。 町有財産の被害調査に関する こと。 町有車両の使用・調整に関する こと。 企画総務課に係る被災者生活再建支援制度の 適応に関する こと。 その他、業務継続の優先度の高い通常業務に 関すること。
		消防団長	消防団	消防団員の動員に関する こと。 消防・水防活動に関する こと。 災害情報の収集・広報に関する こと。 避難に関する こと。 人命救助、救出に関する こと。 巡視・警戒に関する こと。 岩国地区消防組合と連携した活動に 関すること。
保健福祉課 ・ 税務課 ・ 会計室 ・ 教育委員会 事務局  (和木こども園を除く)	避難住民対応班  保健福祉課長	保健福祉課 ・ 会計室 ・ 教育委員会 事務局	○保健福祉課、会計室 災害救助法の適用に関する こと。 災害救助に関する計画の総括及び活用に関する こと。 住民の安否確認に関する こと。 被災者台帳管理と保健福祉課に関する被災者 生活再建支援 の適応に関する こと。 避難行動要支援者の管理・支援に関する こと。 関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復 旧に関する こと。 応急救助に関する関係機関との連絡に 関すること。 避難所の開設、運営に関する こと。 避難所に関する備蓄品、緊急支援物資の請 求、受入、配分、 管理等に関する こと 民生委員児童委員との連絡に 関すること。 救助事務の指導及び連絡に 関すること。 義援金品の受入れ・配分に関する こと。 民生安定に関する こと。 ボランティアの活動支援に 関すること。 応急医療及び助産に関する こと。 医療機関との連絡に 関すること。 医薬品、衛生器材の確保に 関すること。 環境衛生、防疫に関する こと。 応急衛生対策に関する こと。	

			<p>○教育委員会事務局</p> <p>文教施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>児童生徒の避難措置並びに災害救助活動に関すること。</p> <p>被災児童生徒に対する学用品の供給等に関すること。</p> <p>被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関すること。</p> <p>応急教育の実施に関すること。</p> <p>文化財に関すること。</p> <p>緊急物資集積拠点の管理・運営に関すること。</p> <p>災害用備蓄品、緊急支援物資の端末輸送に関すること。</p> <p>避難所開設の協力及び避難施設の安全対策に関すること。</p> <p>教育委員会事務局に係る被災者生活再建支援制度の適応に関すること。</p> <p>その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関すること。</p>
	<p>避難住民対応班</p> <p>税務課長</p>	<p>税務課</p>	<p>住家の被害認定調査（編成、調査、再調査）に関すること。</p> <p>被災者台帳への更新、登録に関すること。</p> <p>り災証明の発行に関すること。</p> <p>税務課に係る被災者生活再建支援制度（税の減免、徴収猶予の措置等）の適応に関すること。</p> <p>応急救助に要する経費及び義援金の出納に関すること。</p> <p>その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関すること。</p>
<p>都市建設課・住民サービス課</p>	<p>復旧対応班</p> <p>都市建設課長</p>	<p>都市建設課</p>	<p>応急危険度判定、公共施設の安全点検（応援組織の対応を含む）に関すること。</p> <p>危険地域への立ち入り規制、危険地域の表示等に関すること。</p> <p>復旧・復興に関する応援組織（TEC-FORCE等）への調整・連携に関すること。</p> <p>公共土木施設関係の被害調査状況のとりまとめに関すること。</p> <p>砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設等、土砂災害の応急対策に関すること。</p> <p>河川の応急対策に関すること。</p> <p>道路及び橋梁の応急復旧に関すること。</p> <p>関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>緊急輸送道路の確保及び必要な措置に関すること。</p> <p>公園緑地の被害状況の取りまとめ及び応急対策に関すること。</p> <p>下水道に関すること。</p> <p>応急仮設住宅の建設に関すること。</p> <p>公営住宅の被害調査及び応急修理に関すること。</p> <p>被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。</p> <p>飲料水、給水車の運用に関すること。</p> <p>建設業者等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。</p> <p>資材の調達及び確保に関すること。</p> <p>その他、応急の土木建築対策に関すること。</p> <p>都市建設課に係る被災者生活再建支援制度の適応に関すること。</p> <p>その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関すること。</p>



	復旧対応班 住民サービス課長	住民サービス課	住民基本台帳、家屋台帳の更新に関する事 住民サービス課に係る被災者生活再建支援制度の適応に関する事 農林業関係の被害状況のとりまとめ等に関する事 水産関係の被害状況のとりまとめ等に関する事 汚水、排水、有害物質、油濁等による公害の防止対策に関する事 食品衛生に関する事 遺体の埋葬及びこれに必要な措置に関する事 ゴミ、がれきの処理及び清掃に関する事 関係機関との連絡調整に関する事 その他被災地の生活衛生に関する事 その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関する事
和木こども園	本部支援班 和木こども園長	和木こども園	災害対策本部への職員の派遣（応援）に関する事 避難所、物資集積所その他、町施設への職員の派遣（応援）に関する事 その他、業務継続の優先度の高い通常業務に関する事

## 第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制

### 第1項 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

- 1 町の地域に地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、和木町地域防災計画及び和木町業務継続計画（BCP）等の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。
- 2 上記1の責務を遂行するために必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準等を定めておくものとする。

### 第2項 防災上重要な施設の管理者等

町の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、企業及びその他の法令の規定等による防災に関する責任を有する者は、町内に地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、和木町地域防災計画及び、和木町事業継続計画（BCP）等により、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、町及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

このため必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、サービスの基準を定めておくものとする。

## 第3節 支援活動体制

### 1 緊密な連携の確保

地方公共団体、指定行政機関、公共機関、各事業者等は相互に緊密な連携の確保及び緊密な情報交換に努めるものとする。

### 2 応援協力体制の確保

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力による支援活動体制を確立し、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施する。

### 3 防災業務関係者の安全確保

町は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るものとする。

町は、応急活動中の安全確保のため国、県、関係機関等と相互に密接な情報交換を行うものとする。